



# 私立幼稚園等園児の保護者に対する補助金のご案内



[平成28年度 我孫子市]

市では、私立幼稚園等に在籍する園児の保護者に対して、経済的負担を軽減し幼稚園教育の振興と充実を図ることを目的として補助金を交付しています。  
補助金にはつぎの2種類がありますので、このご案内をよくお読みのうえ幼稚園の提出期限までに書類等を提出してください。



## 私立幼稚園就園奨励費補助金

【補助額】 世帯内の平成28年度市民税所得割額を合算した額による  
「就園奨励費補助金額（年額）一覧表」の補助年額。（支給予定 平成29年2月）



## 私立幼稚園等園児補助金

【補助額】 年額 19,000円（支給予定 平成29年2月）



## 補助金の対象となる方



平成28年10月1日現在、園児が我孫子市に住民登録しており、私立幼稚園等（子ども・子育て支援新制度に移行した幼稚園は除く）に通園している満3歳児（満3歳児は私立幼稚園就園奨励費補助金のみ対象）、3、4、5歳児の保護者。

## 申請から受け取りまで

手続き、書類の配付・提出及び補助金の交付はすべて幼稚園を通して行います。

平成28年 7月	配付された「私立幼稚園等園児の保護者に対する補助金に関する調書（委任状）」を園が指定した期日までに提出してください。 （途中転入・入園の場合は随時）
平成28年12月	就園奨励費補助金階層区分確認通知書を配付します。 （就園奨励費補助金額（年額）一覧表のどの階層にあたるのかをご確認ください）
平成29年 2月	私立幼稚園等園児補助金と私立幼稚園就園奨励費補助金を同時に交付します。 （★交付方法は園によって異なります） 交付時に補助金交付通知書と補助金受領書を配付しますので、補助金の交付を確認されましたら押印の上、速やかに受領書を園に提出してください。

## 就園奨励費補助金について

- ☆ 補助金は、28年度中に幼稚園に支払う入園料・保育料の合計額を限度額として交付します。補助金額（年額）が幼稚園に支払う金額を上回る場合は、支払い額が補助年額になります。（保育料に含まれていない教材費や施設費等の諸経費は支払い額に含みません）
- ☆ 市民税の所得割額については、園児の父母の額を合算した額です。ただし、市民税の住宅借入金等特別控除を受けている場合は、控除前の所得割額が適用となります。また、同一世帯の祖父母が家計の主宰者の場合（父母の所得割額を上回る）は、祖父または祖母と父母の所得割額を合算した額です。
- ☆ 父母が単身赴任等により別世帯である場合でも同一世帯として取り扱います。
- ☆ 27年中に海外収入がある方は、海外収入と国内収入の合計額で判定します。
- ☆ 途中入園・退園・休園について  
◇平成28年5月1日～10月1日の入園・市外からの転入、満3歳児の途中入園（通年）、平成28年10月2日以降の退園・転出、及び休園月は、入園料・保育料の支払いの有無と在籍月数に応じた月割りで支給額を決定します。

平成28年度に入園料を支払った場合	補助額（年額）÷15×（在園月数+3）
平成28年度に入園料を支払っていない場合	補助額（年額）÷12×（在園月数）

※補助金額に100円未満の端数がある場合は、四捨五入とします。  
転入・転出の場合は他市町村と調整を図ることがあります。

◇平成28年9月30日までの退園・転出、及び平成28年10月2日以降の入園・転入は、この補助事業の対象となりませんのでご了承ください。（満3歳児は除く）

- ☆ 補助金の申請書類を提出されてから補助金を受け取るまでの間に、園児や家族の状況・住所等に変化があった場合、補助金額が増減する場合がありますので速やかに保育課までお知らせください。（転出・退園・休園される等の場合も必ずご連絡下さい）
- ☆ 年度途中で市外に転出される場合は、必ず転出先の住所と電話番号を幼稚園に連絡しておいてください。また、転出後に引き続き在園される場合や転園される場合は、転出先の市区町村の補助金支給対象となる場合がありますので、転出先の市区町村にお問い合わせください。

## 注意事項

- ☆ 東日本大震災、ならびに熊本地震により被災地から避難されてきた方は、保育課までご連絡ください。
- ☆ 10月1日時点で我孫子市に住民登録されていない園児の保護者は、我孫子市での助成対象になりませんので住民登録のある市区町村にお問い合わせください。
- ☆ 平成27年分の収入が未申告の方は、就園奨励費補助金を交付することができません。まだ申告をしていない方は、至急平成28年1月1日に住所のあった市区町村で申告をしてください。  
※会社から市区町村に給与支払い報告書を提出している方、確定申告をしている方及び扶養に入っている方は申告の必要はありません。  
※平成27年分の収入がない場合でも、配偶者控除または扶養控除の対象となっていない方は、申告が必要です。

**10月1日時点で未申告の場合、就園奨励費補助金の交付はできません。**

## 就園奨励費補助金額（年額）一覧表

階層（A～Z）と補助年額は、園児の世帯の平成28年度  
市民税の所得割額と子ども的人数に応じて決定します。

A～D（\*含む）階層に該当する世帯は、年齢にかかわらず保護者と生計を一にする（※1）兄弟の人数で補助年額を算定します。（平成28年度よりA～D階層は兄弟の年齢要件が撤廃されました）

階層	世帯区分	補助年額 (年齢にかかわらず保護者と生計を一にする 一番上のお子さんから第1子と数える)		
		(第1子)	(第2子)	(第3子以降)
A	生活保護世帯	308,000円		
B	市民税非課税世帯	272,000円	290,000円	308,000円
B*	市民税非課税世帯（ひとり親世帯等 ※2）	308,000円		
C	市民税の所得割が非課税世帯	272,000円	290,000円	308,000円
C*	市民税の所得割が非課税世帯（ひとり親世帯等 ※2）	308,000円		
D	市民税の所得割課税額が77,100円以下となる世帯	115,200円	211,000円	308,000円
D*	市民税の所得割課税額が77,100円以下となる世帯 （ひとり親世帯等 ※2）	217,000円	308,000円	

E及びZ階層に該当する世帯は、小学校3年生までの兄弟の人数で補助年額を算定します。

階層	世帯区分	補助年額 (小学校3年生までの一番上のお子さんから 第1子と数える)		
		(第1子)	(第2子)	(第3子以降)
E	市民税の所得割課税額が211,200円以下となる世帯	62,200円	185,000円	308,000円
Z	上記以外となる世帯（A～E階層以外）	—	154,000円	308,000円

- ◇ E及びZ階層に該当する世帯は、4年生以上のおさんは数えません。
- ◇ 階層区分は、Cランクでの第1子は[C1]、Zランクの第2子は[Z2]という形で表します。
- ◇ 兄・姉が保育施設、特別支援学校幼稚部等に入所または児童発達支援等を利用している場合、就園している園児は「第2子」「第3子以降」の対象となります。

### ※1 生計を一にするとは

A～D階層においては、平成28年度から兄弟の年齢要件が撤廃されたことにより、多子世帯の保護者負担軽減制度が拡充されました。

「生計を一にする」とは、必ずしも同居を要件とするものではなく、例えば、勤務、就学、療養等の都合上別居している場合であっても、余暇には起居を共にすることを常例としている場合や、常に生活費、学資金、療養費等の送金が行われている場合は、「生計を一にする」として取り扱います。

### ※2 ひとり親世帯等について（該当世帯は5ページ表⑥、⑦いずれかの添付書類が必要です）

平成28年度において、A～D階層におけるひとり親世帯等の保護者負担軽減制度が創設されました。ひとり親世帯等とは、保護者又は保護者と同一の世帯に属する方が以下に該当する世帯とします。

- ・生活保護法第6条第2項に規定する要保護者
- ・母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない方で現に児童を扶養している方（保護者と同一の世帯の方を除く）
- ・身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた方（在宅の方に限る）
- ・療育手帳制度要綱の規定により療育手帳の交付を受けた方（在宅の方に限る）
- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方（在宅の方に限る）
- ・特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児童（在宅の方に限る）
- ・国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金の受給者（在宅の方に限る）
- ・その他市長が要保護者に準ずる程度に困窮していると認める方

## 提出書類について

下記の書類を在園されている幼稚園が指定する期日までに幼稚園に提出してください。

- (1) 私立幼稚園等園児の保護者に対する補助金に関する調書（委任状）【 全員 】  
 (2) 添付書類（コピー可）【 該当する方 】

下表の区分に該当する方は、**全員提出してください**。（私立幼稚園等園児補助金のみ申請される方は①のみ必要）

☆複数該当する場合は、すべてご提出ください。

**ただし（1）調書（委任状）裏面の同意書に同意された方は下表①、②及び⑤の提出は不要です。**

☆3ページ※2ひとり親世帯等に該当される世帯は、下表⑥、⑦いづれかの添付書類が必要です。

区 分		添 付 書 類	説 明
①	全世帯	住民票	市民課でお取り寄せください。
②	ア 会社等の勤務者 (給与から市民税が天引きされている方)	(1) 平成28年度課税証明書 または (2) 平成28年度給与所得者等に係る 市民税・県民税特別徴収税額の 決定・変更通知書	(1) 平成28年1月1日現在の住居地の 市区町村から取り寄せてください。 (2) 6月中に勤務先より渡されます。
	イ 個人事業主等 (市民税を自分で直接納付されている方)	(1) 平成28年度課税証明書 または (2) 平成28年度市民税・県民税納税 通知書	(1) 平成28年1月1日現在の住居地の 市区町村から取り寄せてください。 (2) 平成28年1月1日現在の住居地の 市区町村から6月中に送付されます。
	ウ ア、イ以外で扶養に入っていない方	平成28年度課税証明書	平成28年1月1日現在の住居地の市区町 村から取り寄せてください。
③	単身赴任等で平成27年中から引き 続き市外にお住まいの方	②の添付書類と同じ	
④	平成27年中に海外で所得のあった方	平成27年1月1日～12月31日までの 収入がわかる書類 ・勤務先等が発行する国内及び国外 での収入・所得を証明する書類 (給与証明書等) ・社会保険料、生命保険料等、 各種控除額がわかる書類	勤務先に依頼し、取り寄せてください。
⑤	生活保護を受けている方	生活保護受給証明書	社会福祉課に依頼してください。
⑥	ひとり親世帯の方	(1) 戸籍謄本 (3ヶ月以内に取得したもの) または (2) 児童扶養手当証書	(1) 本籍地の市区町村から取り寄せて ください。 (2) コピーを提出してください。
	離婚前提の別居をし、かつ、家庭裁判 所に離婚調停等を申し立てている世帯	離婚調停等を申し立てていることが 分かる書類	詳細は6ページの問い合わせ先までご連絡 ください。
⑦	保護者又は保護者と同一世帯で以下に該 当する方（在宅者に限る）がいる世帯		お名前と手帳名等が分かる該当ページの コピーを提出してください。
	ア 身体障害者手帳の交付を受けている方	身体障害者手帳	
	イ 療育手帳の交付を受けている方	療育手帳	
	ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受 けている方	精神障害者保健福祉手帳	
	エ 特別児童扶養手当の支給対象児童	特別児童扶養手当証書	
オ 国民年金の障害基礎年金受給者の方	国民年金の障害基礎年金証書		

※ 添付書類がある場合は、その旨を調書（委任状）の保護者記入欄に記載し、添付書類の裏に幼稚園名、園児名を記入して封筒に入れ、園もしくは保育課宛てにご提出ください。（調書（委任状）は必ず園に提出してください）

- ・調書（委任状）に添付される場合は、調書（委任状）にホチキス止めをして園に提出してください。
- ・保育課に郵送される場合は、特定郵便記録等（普通郵便での送付はご遠慮ください）でお送りください。
- ・幼稚園の提出期限までに添付書類のご用意ができない場合も保育課子育て担当に直接お送りください。

※ 調書表面【1世帯の状況】に別居されているお子さんがいる場合は、別途書類の提出を依頼することがあります。

# 平成28年度 市民税の所得割額が表示されている書類

(1) 会社へお勤めの方（住民税を給与天引きで納付されている方）

「平成28年度 市民税・県民税特別徴収税額の通知書」（6月頃会社から渡されます）

平成 年度 給与所得等に係る 市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）

所得	給与収入	主たる給与以外の合算所得区分	営業所得	農業所得	不動産所得	配当所得	雑所得	課税標準	総所得③	山林所得	分離短期譲渡	分離長期譲渡	株式等の譲渡	上場株式等の配当	先物取引
所得	給与所得	所得区分													
	その他の所得計								総所得金額①						
所得控除	雑損	障・寡・勤													
	医療、費	配偶者													
	社会保険料	配偶者特別													
	小規模企業共済	扶養													
	生命保険料	基礎													
	地震保険料	所得控除合計②													

市民税	税額控除前所得割額④	
	税額控除額⑤	
	所得割額⑥	
	均等割額⑦	
県民税	税額控除前所得割額④	
	税額控除額⑤	
	所得割額⑥	
	均等割額⑦	
額	特別徴収税額⑧	
	控除不足額⑨	
	既充当額⑩	
	既納付額⑪	
	差引納付額(⑧-⑨-⑩,⑪)	

（摘要）欄に住宅借入金等特別控除額が記載されている場合は、  
所得割額⑥+住宅借入金特別控除額の合計

[税額：市民税の所得割額⑥]の欄

(2) 個人営業主等の方（住民税を納付書で納付されている方）

「平成28年度 市民税・県民税納税通知書」（6月に市役所から送付されます）


税額 (税率は別紙参照)	税額控除の内訳	
	市民税	県民税
①総所得		
②山林・退職		
③分離短期譲渡		
④分離長期譲渡		
⑤分離株式配当		
⑥未公開株式譲渡		
⑦上場株式譲渡		
⑧先物取引		
⑨算出所得割計		
⑩税額控除計※2		
⑪差引所得割⑨-⑩		
⑫均等割		
年税額		

(税額控除の内訳)の住借(市民税)の欄に額が記載されている場合は  
⑪差引所得割+住借控除額の合計


[税額：⑪差引所得割⑨-⑩]の欄

## 提出書類作成時の注意事項

- ・黒ボールペンでご記入ください。（消えるタイプのボールペンは不可）
- ・訂正する場合は、修正液・修正テープは使わずに、二本線を引き、上から必ず訂正印を押しつけてください。
- ・補助金を辞退される場合のみ、調書本文中にあります「私立幼稚園等園児補助金」もしくは「私立幼稚園就園奨励費補助金」を二重線で取り消してください。  
※二重線で取り消されている補助金に関しては、補助金の算定を行いませんのでご注意ください。
- ・記入漏れ、印鑑の押し忘れ等ないようにお願いします。
- ・その他、手続きについての詳細、補助金に関してのお問い合わせは下記連絡先にご確認ください。



《問い合わせ先》  
 我孫子市子ども部保育課子育て担当  
 〒270-1192 我孫子市我孫子1858  
 電話：04-7185-1111（内線322）



我孫子市マスコットキャラクター  
手賀沼のうなぎちゃん